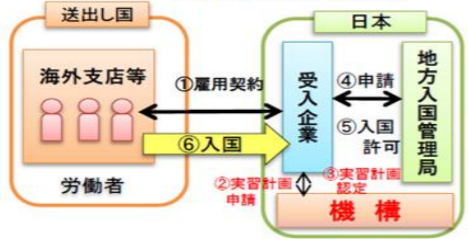
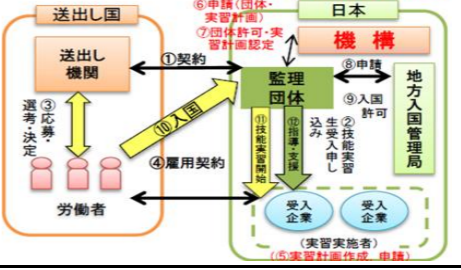


2017年11月施行の外国人技能実習機構による外国人技能実習制度の企業単独型受入と団体監理型受入の比較

	企業単独型受入	団体監理型受入																																																																		
受入体制	<p>【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施</p> 	<p>【団体監理型】 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施</p> 																																																																		
受入人数	<p>■【2】企業単独型の人数枠</p> <table border="1" data-bbox="460 756 1305 892"> <thead> <tr> <th rowspan="2">第1号(1年間)</th> <th rowspan="2">第2号(2年間)</th> <th colspan="3">優良基準適合者</th> </tr> <tr> <th>第1号(1年間)</th> <th>第2号(2年間)</th> <th>第3号(2年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤職員総数の20分の1</td> <td>常勤職員総数の10分の1</td> <td>常勤職員総数の10分の1</td> <td>常勤職員総数の5分の1</td> <td>常勤職員総数の10分の3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業の場合は、【1】の表が適用され、団体監理型の人数枠と同じになります。</p>	第1号(1年間)	第2号(2年間)	優良基準適合者			第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)	常勤職員総数の20分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の5分の1	常勤職員総数の10分の3	<p>■【1】団体監理型の人数枠</p> <table border="1" data-bbox="1780 682 2567 1071"> <thead> <tr> <th rowspan="2">第1号(1年間)</th> <th rowspan="2">第2号(2年間)</th> <th colspan="3">優良基準適合者</th> </tr> <tr> <th>第1号(1年間)</th> <th>第2号(2年間)</th> <th>第3号(2年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本人数枠</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実習実施者の常勤職員総数</td> <td>技能実習生の人数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>301人以上</td> <td>常勤職員総数の20分の1</td> <td>基本人数枠の2倍</td> <td>基本人数枠の2倍</td> <td>基本人数枠の6倍</td> </tr> <tr> <td>201人~300人</td> <td>15人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>101人~200人</td> <td>10人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>51人~100人</td> <td>6人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>41人~50人</td> <td>5人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>31人~40人</td> <td>4人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30人以下</td> <td>3人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第1号(1年間)	第2号(2年間)	優良基準適合者			第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)	基本人数枠					実習実施者の常勤職員総数	技能実習生の人数				301人以上	常勤職員総数の20分の1	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の6倍	201人~300人	15人				101人~200人	10人				51人~100人	6人				41人~50人	5人				31人~40人	4人				30人以下	3人			
第1号(1年間)	第2号(2年間)			優良基準適合者																																																																
		第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)																																																																
常勤職員総数の20分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の5分の1	常勤職員総数の10分の3																																																																
第1号(1年間)	第2号(2年間)	優良基準適合者																																																																		
		第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)																																																																
基本人数枠																																																																				
実習実施者の常勤職員総数	技能実習生の人数																																																																			
301人以上	常勤職員総数の20分の1	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の6倍																																																																
201人~300人	15人																																																																			
101人~200人	10人																																																																			
51人~100人	6人																																																																			
41人~50人	5人																																																																			
31人~40人	4人																																																																			
30人以下	3人																																																																			
その他項目	<p>企業単独型での受入れが認められる技能実習生</p> <ul style="list-style-type: none"> 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員(合併企業や現地法人を含む) 実習実施機関と引き続き1年以上の国際取引の実績を有する機関の職員 実習実施機関と過去1年間に10億円以上の国際取引の実績を有する機関の職員 実習実施機関と国際的な業務上の提携又はその他の業務上の関係を有する機関で法務大臣が告示をもって定めるものの職員 <p>実習実施機関の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける雇用契約の締結 技能実習指導員の配置(5年以上の経験を有する常勤職員) 生活指導員の配置 技能実習生が途中帰国等した場合の地方入国管理局への報告 技能実習生用の宿泊施設の確保 帰国担保措置(技能実習生の帰国旅費の確保等) 技能実習実施状況に係る文書の作成及び保管 	<p>団体監理型での受入れが認められる団体(営利を目的としない団体)</p> <p>商工会議所又は商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人及び公益財団法人、法務大臣が個別に告示した団体</p> <p>監理団体</p> <ul style="list-style-type: none"> 監理団体による監査及び地方入国管理局への報告(3月に1回以上) 技能実習生からの相談に対応する体制の構築(相談員の配置等) 実習実施機関での技能実習継続が困難な場合に新たな実習実施機関の確保に努めること 監理費用を徴収する場合は金額及び使途を明示すること(技能実習生及び送出国への負担禁止) 講習の実施: 技能実習実施機関に赴き実施状況の確認・指導(1月に1回以上) 講習施設の確保 技能実習生が途中帰国等した場合の地方入国管理局への報告 帰国担保措置(技能実習生の帰国旅費の確保等) 講習の実施状況に係る文書の作成及び保管 <p>実習実施機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 技能実習生用の宿泊施設の確保(監理団体も可) 労働者災害補償保険等の措置(監理団体も可) 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける雇用契約の締結 技能実習指導員の配置(5年以上の経験を有する常勤職員) 生活指導員の配置 技能実習実施状況に係る文書の作成及び保管 																																																																		